

# 平成 22 年度税制改正に関する意見書

平成 21 年 3 月 18 日

近畿税理士会

# 目 次

ま え が き	1
---------	---

## 【主要意見項目】

### 所得税

こども税額控除の創設	3
------------	---

### 法人税

1. 受取配当等の全額益金不算入	4
2. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げと一括償却資産損金算入制度の廃止	5
3. 交際費課税の見直し	6

### 相続税・贈与税

相続税又は贈与税の連帯納付義務の廃止	7
--------------------	---

### 消費税

1. 複数税率の導入反対	8
2. インボイス方式の導入反対	9

### 地方税

#### 住民税

ふるさと納税制度の廃止	10
-------------	----

### 税務行政

1. 調査手続に関する規定の整備	11
2. 更正又は決定を行う場合の理由附記	12

## 【その他意見項目】

### 共通

1. 租税特別措置法の整備	13
2. 行為計算の否認制度の適用範囲と要件の明確化	13

### 所得税

1. 土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の復活	14
2. 人的控除の整理統合	14
3. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止	14
4. 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の要件撤廃	14

5. 給与所得に係る諸制度の見直し	15
6. 社会保険診療報酬の特例制度の廃止	15
7. 退職所得の課税方式の変更	15
8. 青色事業専従者給与の形式的要件の廃止と退職金の必要経費算入	16
9. 事業主死亡による事業廃止の場合の使用人退職金の必要経費算入	16
10. 純損失・雑損失の繰越期間の延長と期限内申告要件の廃止	16
11. 医療費控除の上限引上げと別生計親族の医療費控除対象化	17
12. 準確定申告の提出期限の延長	17
13. 財産債務明細書の提出義務の廃止	17

## 法人税

1. 同族会社の使用人兼務役員の特例要件の廃止	18
2. 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度の廃止	18
3. 退職給付引当金の損金算入	18
4. 試験研究費に係る人件費の見直し及び税額控除限度超過額の繰越期間の延長	18
5. 連結子法人の繰越欠損金の持込制限の緩和	19
6. 連結グループ法人間の寄附金の全額損金不算入制度の廃止	19

## 相続税・贈与税

1. 小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等の適用対象面積の引上げ	20
2. 未分割の小規模宅地等についての減額適用	20
3. 小規模宅地等の上に存する建物の減額措置	20
4. 株式評価における相続開始前3年以内取得土地家屋等の特例の廃止	20
5. 相続税法における更正の請求の理由の見直し	21

## 消費税

1. 基準期間制度の廃止	21
2. 各種届出書の提出期限規定の整備	21
3. 消費税申告書の提出期限の見直し	22
4. 簡易課税制度の見直し	22
5. 基準期間における課税売上高の統一	22

## 地方税

1. 住民税	
(1) 個人住民税の人的控除額の見直し	23
(2) 道府県民税均等割制度の廃止	23
(3) 法人住民税均等割と外形標準課税資本割の資本金等の額の見直し	24
2. 事業税	
(1) 個人事業税における事業主控除額の引上げ	24
3. 固定資産税	
(1) 固定資産税の税額計算の明示	24
(2) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用拡大	25
(3) 償却資産に係る固定資産税の見直し	25
4. その他	
(1) 不動産取得税の見直し	26
(2) 事業所税の廃止	26

( 3 ) 法定外税の安易な導入の反対-----	26
税務行政	
1 . 更正の請求期間の延長-----	27
2 . 延滞税の見直し-----	27
その他	
印紙税	
印紙税の廃止-----	28
環境税	
環境税の導入は慎重に行うこと-----	28

# ま え が き

## 1．意見表明

税の職業専門家である私たち税理士は、その業務を通じて、実際に税を負担する立場にある納税者と常に接しており、納税者の税に対する様々な考え方を知ることができる。

特に中小企業者については、決算や申告業務を通じて、その経営状況を最もよく知る立場にあり、税理士こそが納税者や納税義務者の意見を代弁する者として適任であると考えられる。

税制は、このような税理士が疑問や矛盾を感じるようなものであってはならない。

また、現在税制に求められる機能は、急激な景気の悪化に対する景気対策や、少子長寿社会に必要な安定的財源確保など多岐にわたるため、その方向性を見定め税制のあるべき姿を構築することは極めて困難ではあるが、避けては通れない問題である。少なくとも税制が、目前に迫る政局に安易に左右されるようなことがあってはならない。

以上の点を踏まえて、税の専門家団体である近畿税理士会は、税制改正に対する最近の動向を考慮したうえで、より適正な制度が構築されるよう十分な検討を行い、税理士法 49 条の 11 の趣旨に基づき、ここに平成 22 年度の税制改正に関する意見を表明するものである。

## 2．基本的な視点

平成 20 年 9 月のいわゆるリーマンショック以来、世界経済は急激に冷え込み、「百年に一度の経済危機」とさえ言われている。平成 20 年 12 月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」では、税制抜本改革の 3 原則として、多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする、消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない、の項目を挙げている。また、その道筋には、「……今年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に……」として、短期的に景気回復に向けた税制上の措置を講じることとし、平成 21 年度税制改正においても景気回復策が講じられている。

現下の厳しい経済環境には最大限の配慮をしつつも、国の基本設計の柱である税制については、その方向を見誤ってはならない。すなわち税制は、その基本である「公平・中立・簡素」の三要素に適合するものでなければならない。さらに、近畿税理士会は、この三要素に加え、これまでも示してきた 5 つの「基本的な視点」の重要性を再確認し、本意見書では、この基本的視点から各税目について、緊急性や重要性を考慮し、主要意見項目を掲げることとした。

### (1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的な視点である。しかし、公平には、水平的公平、垂直的公平、あるいは世代間の公平など多義の考え方があり、公平な税制を検討するにあたり、できる限り広い視野で客観的な立場から、バランスのとれた税制を構築する必要がある。

(2) 理解と納得のできる税制

わが国の国税のほとんどは申告納税方式によって確定し、地方税にあっても、賦課課税方式による個人住民税や事業税が所得税の課税標準の計算を基礎としており、結果的にほとんどの税が申告納税方式に関係している。

申告納税制度は納税者による税の自己賦課であり、租税法律主義のもとで納税者は租税法規の解釈権を第一義的に有している。

したがって、租税制度は、複雑難解なものであってはならず、納税者が理解でき納得するものであることが必須である。

(3) 必要最小限の事務負担

申告納税制度のもとでは、納税者自らが申告書を作成するのであるから、租税収入にかかる費用は、税務行政庁ばかりでなく納税者における納税事務負担も併せて認識されるべきであり、その負担は常に必要かつ最小になるように配慮されるべきである。

(4) 時代に適合する税制

税制は、経済社会の構造変化や取引形態の変化に対して適切に対応してゆく必要がある。そうでなければ、納税者に新たな不公平が生ずるなどの弊害を招くことになる。

したがって、既成の制度に縛られることなく、国民の自助努力と経済の活性化を促進すること等を念頭におき、常に時代に適合するように税制の見直しを継続しなければならない。

(5) 透明な税務行政

税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展、タックスコンプライアンスの確保のために、透明であることが必要不可欠である。

### 3 . 本意見書の構成

この意見書では、各税目について緊急性・重要性を考慮し、主要意見とその他の検討すべき意見に区分するとともに、各項目について制度に対する意見であるのか、制度の運用に対する意見であるのかを明示し、各意見の位置づけをより明確になるよう配慮した。

この意見書は、全体で 55 項目あり、主要意見項目は、所得税 1 項目、法人税 3 項目、相続税・贈与税 1 項目、消費税 2 項目、地方税 1 項目、税務行政 2 項目の合計 10 項目からなっている。その他意見項目は、共通 2 項目、所得税 13 項目、法人税 6 項目、相続税・贈与税 5 項目、消費税 5 項目、地方税 10 項目、税務行政 2 項目、その他税制（印紙税・環境税）2 項目の合計 45 項目からなっている。

なお、各意見項目の位置づけを明確にするために、  
下記による区分を行う。

「制度上」

制度の構築・改廃等に関する意見項目

「運用上」

運用・解釈等に関する意見項目

## 《凡例》

1 法令及び通達の略語は、次による。

(法令)

通法・・・国税通則法

所法・・・所得税法

法法・・・法人税法

法令・・・法人特別税法施行令

相法・・・相続税法

地価法・・・地価税法

消法・・・消費税法

消令・・・消費税法施行令

地方法・・・地方税法

地方附・・・地方税法附則

地方令・・・地方税法施行令

措法・・・租税特別措置法

(通達)

評基通・・・財産評価基本通達

消基通・・・消費税法基本通達

2 条文の符号

1、2 = 条の番号

、 = 項の番号

一、二 = 号の番号



## 主要意見項目

# 所得税

制度上

こども税額控除を創設すること。
-----------------

## 【理由】

少子長寿社会における子育ての重要性が指摘される中、社会保障政策と併せて、税制面でも子育てを支援することが必要である。

少子化対策としての子育て支援税制としては、扶養控除額の拡大、子供1人当たりにつき一定額の税額を控除する方式への移行、世帯単位課税による「N分N乗方式」の採用が考えられる。

まず、扶養控除額の拡大は、対象となる扶養者の数が多いほど税負担は少なくなるが、高所得者ほど税額の軽減効果が大きくなる。次に、「N分N乗方式」は、世帯の人数に応じて課税所得が平準化され、適用税率が低下することから、大家族ほど減税効果が高くなるが、高所得者に有利に作用する側面も有する。これに対して、税額控除方式は、税額控除前の税額が少ない場合には減税効果が限定的となるが、原則として、所得金額によって減税効果が異なることはない。

国民生活白書（平成17年）では、「年収400万円未満の世帯において子どものいない世帯の割合が他の層よりも高い。つまり、一定の年収以上では必ずしも所得と子どもの数には明確な関係が見られていないが、一定の経済力を下回ると子どもを持つ経済的負担感が高まり、子どもを持ちにくくなると考えられる。」という指摘がされていることから、子育て支援税制としては、税額控除方式が望ましいと考えられる。したがって、所得金額の低い者にも配慮しつつ、こども税額控除を導入すべきである。

## 法人税

制度上

1. 受取配当等は全額益金不算入とすべきである。

(法法 23)

### 【理由】

平成 14 年 7 月改正において、連結納税制度の創設に伴う税収減の財政措置として、連結法人株式等及び関係会社株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の益金不算入割合は 80% から 50% に引き下げられ、また負債利子の額から特定利子を除く措置も廃止された。

しかし、受取配当等の益金不算入制度は二重課税を排除する趣旨で設けられているものであり、益金不算入を制限することはその趣旨に反することとなり、また剰余金の分配の促進や証券市場の活性化を阻害する結果となる。

したがって、負債利子を控除後の受取配当等についてその全額を益金不算入とすべきである。

## 制度上

2. 少額減価償却資産については、次の改正を行い、制度を簡素化すべきである。

- (1) 少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満に引き上げること。
- (2) (1) に伴い、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。

(法令 133,133 の 2,措法 67 の 5)

### 【理由】

#### (1) 少額減価償却資産の取得価額引上げ

少額減価償却資産については、昭和 63 年に当時の物価水準及び個別管理の事務負担に配慮するなどの観点から、その取得価額基準が 10 万円未満から 20 万円未満に引き上げられた。その後、平成 10 年度改正において、量的な規制がないため租税負担の軽減手段として利用されやすいこと、主要先進国において例のない取扱いとなっていることなどから、再度 10 万円未満に引き下げられた。同時に 20 万円未満の減価償却資産について一括償却資産の損金算入制度が創設されている。

また、中小企業者に対しては、取得価額 30 万円まで（上限金額が 300 万まで）の減価償却資産は取得時に全額損金に算入することが認められている。

IT 関連機器をはじめとした少額な設備投資は中小企業者に限らず、継続的に発生するものであり、10 万円未満という取得価額基準はあまりにも少額であること、さらに、中小企業者には 3 つの制度、中小企業者以外の者では 2 つの制度が並存するので、制度の簡素化による事務負担の軽減や設備投資を促進する観点から、少額減価償却資産の取得価額基準を 10 万円未満から 30 万円未満に引き上げ、上限金額を設けずに全法人を対象とした制度とすべきである。

#### (2) 一括償却資産制度の廃止

一括償却資産の制度については、(1)の取得価額の引上げに伴い廃止すべきである。

## 制度上

3. 交際費課税について、次のように改正すべきである。

(1) 交際費等の範囲を冗費や濫費の性格の強いものに限定すること。

(2) また、当面の問題として、定額控除限度額以下の部分の10%を損金不算入とする制度は、早急に廃止すべきである。 (措法61の4)

### 【理由】

(1) 交際費課税は、企業の資本充実の一環として冗費の支出抑制を目的に租税特別措置法に規定され、以後わが国経済の発展の中で、企業の濫費支出に対する社会的批判を背景として、課税強化の一途をたどってきた。

しかし、現行の交際費等には、社会通念上当然に支出されるべき香典や見舞金等の慶弔費のほか、売上増加に直接寄与するものや有用な情報収集のために必要不可欠なものもあり、必ずしも冗費や濫費とはいえない費用が含まれており、交際費等の範囲を見直すべきである。

さらに、交際費等の具体的な範囲についても一定の明示はされているが、依然として通達に依存するところが大きく、課税庁の裁量に委ねられている面がある。また、1人当たり5,000円以下の一定の飲食費については、交際費等の範囲から除外することとされているが、事業活動の中で当然に必要なものは、金額の多寡に限らず損金の額に算入されるべきものであり、形式的に一律に交際費等に該当するか否かの判断をすべきものではない。

(2) 支出交際費等の10%相当額の損金不算入規定は、単なる租税収入確保のための規定であり、早急に廃止すべきである。

## 相続税・贈与税

制度上

相続税又は贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである。

(相法 34)

### 【理由】

相続税法34条は、相続税又は贈与税の徴収確保のために、連帯納付義務を定めている。たとえば相続税においては、共同相続人の納付状況を他の相続人が把握できない場合も多く、他の共同相続人が延納の許可を受けている場合には長期間にわたって不安定な状態が継続することになる。

相続税又は贈与税の連帯納付義務制度は、適正に相続税等の納付義務を履行した者まで過度な税負担を強いることになる不合理なものであり、この制度は早急に廃止すべきである。

また、仮に早急に廃止できない場合においても、少なくとも次のような措置を講じるべきである。

- (1) 平成21年度税制改正において創設された「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は当該株式等を相続した者のみが納税猶予の恩恵を受ける上に、連帯納付義務がいつまで続くか共同相続人には知りえないことから、この制度が適用された場合の共同相続人には連帯納付義務を免除する。
- (2) 延納の許可があった場合には、税務署長が担保を徴した上で延納の許可をしているのであるから、延納に係る税額に相当する部分の連帯納付義務は免除する。
- (3) 連帯納付義務について、期間制限を設ける。
- (4) 連帯納付義務を負う期間については、他の共同相続人等の納税状況について把握できるような制度を設けるべきである。

# 消費税

制度上

1. 複数税率の導入に反対する。

## 【理由】

今後、消費税を含む税体系の抜本的改革が取り組まれるが、消費税率の引上げも検討されるものと思われる。これまで、消費税率の引上げに関しては、複数税率の導入が検討課題とされてきたが、複数税率の導入には、以下の理由により反対である。

(1) 事業者の事務負担が増大すること。

複数税率制は、消費税の制度そのものを複雑にし、事業者の事務負担を増加させることになる。

(2) 複数税率を悪用した意図的な租税回避のおそれがあること。

例えば、食料品に軽減税率が適用された場合、同じ食料品を販売するとしても、事業者が販売した場合と消費者に販売した場合とで、適用される税額が異なることとなる。このように、同一の財・サービスに対して複数の税率が存在すれば、低い税率を適用して税負担を不当に免れようとする者が現れる。しかし、課税庁の現体制からみて、税務調査を強化することは困難であり、結果として悪質な納税者を放置するおそれがある。

(3) 還付申告者への対応が困難であること。

食料品等に軽減税率が適用される場合は、農業事業者を中心に還付申告者が増加することが予想される。消費税の本質論からは、これらの者への還付は当然に認められるものである。しかし、記帳の問題等を含め、これらの者が複数税率に適正に対応できるかどうか疑問である。

(4) 標準税率引上げの可能性があること。

軽減税率を採用した場合には、そのことにより減少した消費税を、標準税率の引上げにより補填することが容易に予測できる。そうだとすれば、消費者の全体としての税負担は変わらないにもかかわらず、消費税制度を複雑にしただけの結果となる。

## 制度上

### 2. インボイス方式の導入に反対する。

#### 【理由】

インボイス方式は以下の理由によりその導入に反対する。

(1) 事業者の事務負担が増大すること。

現行の帳簿方式は、法人税や所得税の所得算定にいわば付随する形で行われていたため、事業者にとりそれほど過度な負担を強いるものではなかった。これに対しインボイス方式は、請求書や領収書等の発行に加えてインボイスを別途発行する場合であっても、税額を明記した領収書等の発行をもってインボイスとする場合であっても、税額を集計するといった新たな業務が必要となる。これらの新たなコストを、特に中小事業者に負わせることには相当の問題がある。

(2) 消費税が附加価値税であること。

仕入税額控除は附加価値を算定するための生命線である。インボイスの有無に関わらず、仕入れという事実があれば、これを控除するのは消費税の本質から当然のことである。仕入れの事実があるにも関わらず、インボイスがないという理由だけでこれを排除することは、消費税の本質論から見て妥当ではない。

(3) 新たな悪質な租税回避がかえって増加する可能性があること。

インボイス方式は、悪質な租税回避防止の観点からもメリットがあると言われている。しかしながら、例えば、韓国では、1977年の附加価値税導入当初から厳格なインボイス方式を採用しているが、インボイスを発行する権限のない事業者が他人名義により事業を行う偽装事業者の問題や、架空インボイスを発行し相手方に仕入税額控除を不当に受けさせるといった悪質な租税回避が後を絶たないといわれている。インボイス方式は、必ずしも悪質な租税回避防止の切り札にはならないことを認識すべきである。

(4) 免税事業者が取引から排除されるおそれのあること。

インボイス方式は、免税事業者からの仕入れに係る益税問題にも効果があるとされる。しかし、そのことは日常の商取引から免税事業者を排除する可能性がある。このことは、税額が明らかになること以上に、より大きな問題であると考えられる。

(5) わが国では帳簿の記帳実務が浸透していること。

わが国では、従来から青色申告制度が設けられており、複式簿記による帳簿記帳の実施と引換えに、一定の税務上の恩典が付与されてきた。その結果記帳実務が広く浸透している実情にあり、インボイス方式をわざわざ採用しなくても帳簿方式で十分である。



# 地方税

## 住民税

### 制度上

ふるさと納税制度を廃止すべきである。

( 地方法37の2、314の7 )

#### 【理 由】

ふるさと納税は、地域に密着した民間公益活動やわが国の寄附文化を一層促進するという観点から創設された。しかし、導入されたふるさと納税は、寄附金控除という方式を採用しているものの、納税者がサービスを受けている地方公共団体に納付すべき税金の一部を削減し、サービスを受けていない地方公共団体にその一部を納税する点では、実質的には当該地方公共団体への納税と異ならない。本来、地方税は、応益負担の原則、あるいは負担分任の原則を根拠に課されるものであり、同じ都道府県、市町村に居住していて、ふるさと納税を行った者の方が行わなかった者よりその地の納税額が少なくなることは、この地方税の原則に反することとなり、公平な税負担を害している。

また、納税者が納税地を自由意思で選択できることにより、例えば自己のPRのためにふるさと納税制度を利用するといった問題や、地方公共団体の財政力や首長の知名度等によって、税収が大きく変動するといった問題が生ずることとなる。

このようにふるさと納税制度は、税の中立性の観点からも問題が多い制度であり、早急に廃止すべきである。

## 税務行政

制度上

1. 国税通則法において、調査手続に関する規定の導入及び整備を行うこと。

【理由】

租税行政手続は租税の確定および徴収の手続であり、また調査は各個別税法の質問検査権に基づき執行され、ときとして納税者の財産権を侵害する危険性を伴うものである。

しかしながら、調査実施の内容は国税庁の事務運営指針に掲げられているのみであり、調査に係る体系的な規定は法律上設けられていないため、納税者にとって法的な安定性や透明性が確保されたものではない。

よって、納税者の権利を保護するという観点から、国税通則法に調査の事前通知、調査理由等の開示、調査の標準期間、調査内容の制限、税務代理人の選任、反面調査の制限、調査終了の通知等、調査手続に関する手続規定を新たに導入し整備を図るべきである。

## 制度上

2. 更正又は決定を行う場合には、常にその理由を附記すること。

(通法24～30)

### 【理由】

更正通知書における理由附記は、青色申告に対する更正および連結申告に対する更正を除いて、法律上義務づけられていない。また、青色申告制度のない消費税や相続税などの税目では更正の理由が附記されることはなく、青色申告の場合の所得税であっても、不動産所得、事業所得及び山林所得以外の所得に関する更正についてはその理由が附記されない。

ところで、理由附記の趣旨は、課税庁の判断の慎重さや合理性を担保してその恣意性を抑制するためと、納税者に不服申立の便宜を与えるためであると理解されている。この趣旨からは、青色申告、白色申告を問わず、すべての納税者に理由を附記しなければならないし、そもそも課税処分の具体的根拠を納税者に示さなければ、納税者は十分な反論をすることが困難となる場合がある。

更正又は決定を行う場合には、行政手続法に則った一般の行政処分と同様に、理由が常に附記されるよう関係法令を改めるべきである。

## その他意見項目

## 共通

### 制度上

1．租税特別措置法のうち恒久的な制度については本法に定め、政策的なものについてはすべて期限を設けて定めるべきである。

また、租税特別措置法に相当する地方税法の本法附則規定は、地方税法とは独立させ、別に規定すること。

### 【理由】

本来租税特別措置は、社会政策上の特定の目的を実現するために、一定の要件に該当する場合に税負担を軽減又は加重する措置であり、本来は、臨時的・短期的なものである。しかし、現行の租税特別措置法には、個人における土地建物等の譲渡所得の分離課税や収用等に係る課税の特例等のように時限立法には適さないものも規定されており、また、法人に対する土地重課制度のように適用期限が設けられていないものもある。

したがって、恒久的な制度とすべきものについては、所得税法や法人税法等の中に組み込むべきであり、同時に、租税特別措置法で規定する事項については、すべてについて適用期限を設けるとともに、期限が到来する都度、継続の必要性を検討すべきである。

また、地方税法では、国税における租税特別措置法的な規定は本法附則に規定され、その他に改正法附則があることから、国税に比較して分かりづらい法律となっている。このため、本法附則の部分は地方税法から独立させ、租税特別措置法に相当する別の規定とし、地方税法を分かりやすくすべきである。

### 制度上

2．行為計算の否認制度を非同族会社にも範囲を広げ、行為又は計算の内容については、適用要件を明確にするとともに具体例を示すべきである。

(所法 157, 法法 132, 132 の 2, 132 の 3, 相法 64, 地価法 32)

### 【理由】

同族会社の行為計算の否認規定では、同族会社の行為又は計算を容認すれば、法人税等の負担を不当に減少することになると認められる場合に、法人の行為又は計算と異なるところによって、更正又は決定をすることができるものとされている。

この規定は、同族会社の行為が恣意的に行われがちであり、一方、非同族会社の行為には恣意的な要因はないとの前提に立って設けられている。

しかしながら、非同族会社であっても恣意的な行為が全くないとは言えず、このような前提は、あまりにも一面的な見方であり、かつ負担の公平という観点からも問題がないとは言いがたく、同族会社だけでなくすべての法人に対して適用するように改めるべきである。

また、この行為計算の否認規定に関しては、要件が非常に抽象的であり、運用は税務署長の裁量に委ねられており、内容はすでに削除されている旧基本通達を参照して内容を類推するなど課税要件の明確性の観点から問題が多い。組織再編に係る行為計算の否認規定や連結法人に係る行為計算の否認規定も含めて、具体例を示すような方法で明確化すべきである。

## 所得税

### 制度上

- 1．土地建物等の譲渡損失について、損益通算及び繰越控除を認めるべきである。  
(所法69,措法31,32,措法41の5,41の5の2 による読み替え後の所法70)

#### 【理由】

土地建物等の譲渡損失について損益通算及び繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分にも課税することとなり、問題がある。特に事業用不動産の譲渡損失は事業収益と一体のものであり、法人企業と個人企業との間の課税上の不公平を生じさせることとなる。

したがって、譲渡益と譲渡損の取扱いの整合性について検討し、土地建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度を復活させるべきである。

### 制度上

- 2．配偶者控除等の人的控除を整理統合し、基礎控除額を大幅に引き上げること。  
(所法83,83の2,84,86)

#### 【理由】

人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化してきており、人的控除が実態に対応しきれていない。

課税最低限としての基礎控除額を大幅に拡充するとともに、複雑となっている人的控除を整理統合し、時代に対応した人的控除制度に組み替える必要がある。

### 制度上

- 3．不動産所得の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る借入金に対応する支払利息は損益通算の対象とされないとする特例を廃止すること。(措法41の4)

#### 【理由】

この制度は、借入金による不動産の取得が、過度な節税や地価高騰の一因となっていることから、これを抑制するために平成3年度税制改正において創設されたものである。しかし、現在の経済情勢は当時とは変わっており、この社会政策の必要性はない。さらに、平成21年度税制改正においては土地需要を喚起させる制度が創設されており、本制度はこの流れにも逆行することになる。したがって、所得税におけるこの特例制度は廃止すべきである。

### 制度上

- 4．居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すること。  
(措法41の5,措法41の5の2,措令26の7の2,措法41の5,41の5の2 による読み替え後の所法70)

#### 【理由】

長期所有の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けるためには、住宅借入金等により居住用財産を買い換えるか、買換えをしない場合には譲渡代金を上回

る住宅借入金等の残債があることが要件となっている。

本来、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金による買換えや住宅借入金の残高等の要件を撤廃すべきである。

#### 制度上

5．給与所得に対する課税について下記のとおりとすること。

- (1) 給与所得について、プライバシー保護の観点から、年末調整と確定申告の選択制にすべきである。
- (2) 特定支出控除の拡充等により、給与所得者が確定申告をする機会を増やすこと。
- (3) 給与所得控除額を源泉徴収票に記載し、納税者にとって計算構造を分かりやすくすること。  
(所法28,57の2,226)

#### 【理由】

(1) 年末調整と確定申告の選択性の導入

扶養控除等申告書には、個人的情報を記載することになっており、プライバシー保護の観点から問題があるだけでなく、年末調整を前提とした現行制度は、給与所得者の税に対する認識の低下の一因となっている。したがって、年末調整と確定申告を選択できるように改めるべきである。

(2) 特定支出控除の拡充と確定申告

近年における雇用形態の変化に対応するため、一定の勤務に必要な自己負担額を特定支出に含め、確定申告の機会を増やすべきである。

(3) 源泉徴収票への記載

源泉徴収票に、給与所得の収入金額・給与所得控除後の金額に加えて給与所得控除額を記載することによって、住民税と同様、納税者が自分自身で税額の計算過程を確認することができるようにすべきである。

#### 制度上

6．社会保険診療報酬の所得計算の特例制度を廃止すること。

(措法26,67)

#### 【理由】

この制度は、社会保険医の所得水準の維持及び国民皆保険制度の定着を目的として昭和29年に創設されたものであるが、その目的は既に達成されている。また、必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であり、この制度を存置することは、公平な課税を損なうものである。したがって、この特例制度は廃止すべきである。

#### 制度上

7．勤続1年当たりの退職所得控除額を一定額にするとともに、退職所得の課税方式を勤続年数に応じた方式に変更すべきである。  
(所法30)

【理由】

勤労者のライフスタイルや就労形態は多様化しており、これらの就労期間や支給形態の変化に対して、「N分N乗方式」を基礎とした平準化措置が組み込まれた新しい方式を提案する。

(1) 退職所得控除額は、就労期間による課税上の差をなくするために勤続1年当たりの控除額を一定とし、かつ、段階的に縮減する。

(2) 計算は次の方式による。

$$\frac{\text{退職所得の収入金額} - \text{退職所得控除額}}{\text{勤続年数}} \times \text{税率} = (A)$$

$$(A) \times \text{勤続年数} = \text{退職所得に係る税額}$$

制度上

8. 青色事業専従者給与を適用する場合の形式的要件を廃止し、退職金（特定退職金共済制度掛金を含む。）についても一定の要件のもとで必要経費に算入すること。（所法37,56,57）

【理由】

現実に勤務している青色事業専従者の給与が労務の対価として相当の金額であれば、一般の従業員と異なる取扱いをする理由はない。また、青色事業専従者の給与は、青色申告決算書に記載することにより把握できる。したがって、青色事業専従者給与に関する形式的要件は廃止すべきである。さらに、青色事業専従者に対して退職金を支払った場合にも、退職金として相当と認められる部分の金額については、一般の従業員に対する退職金と同様に、必要経費への算入を認めるべきである。

制度上

9. 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が死亡したことによって、その使用人に対して退職金を支給した場合には、その金額を準確定申告の必要経費に算入すること。（所法37）

【理由】

事業主の死亡により、相続人が使用人に退職金を支払う場合には、死亡時に債務が確定している金額のみならず、準確定申告の申告期限までに退職給与として支給した金額や算出根拠に合理性のある金額も準確定申告の計算上、必要経費に算入すべきである。

制度上

10. 青色申告者の純損失及び雑損失・白色申告者の雑損失を繰り越す期間は、法人と同じ期間とし、損失が生じた年分の確定申告書の期限内提出要件を廃止すること。（所法70,71）

【理由】

青色申告者の純損失及び雑損失の繰越控除期間はともに3年である。青色申告者は、一定の帳簿の備付けと保存が求められており、小規模の法人と実態は変わらないことから、青色申告



法人の欠損金と同様に繰越控除期間を7年に延長すべきである。

雑損失は、帳簿の備付けと保存の要件が求められていないことなどの理由により、繰越控除期間について、青色申告者と白色申告者に格差を設ける必要はない。したがって、雑損失控除の繰越控除期間も7年に延長すべきである。

また、雑損失控除は、雑損失が生じた年分の期限内に確定申告書を提出していることが必要条件になっている。そのため、当年度に雑損失が生じたにもかかわらず、申告義務が発生せず確定申告書を提出しなかった者が、翌年に申告義務が発生した場合は、雑損失の繰越控除の適用が認められないという事態が発生する。雑損失控除は、担税力の減殺を考慮するための措置であることから、期限内申告に限定する必要はない。

#### 制度上

11. 医療費控除の上限額を大幅に引き上げるとともに、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合にも、その医療費の金額を医療費控除の対象とすること。 (所法73)

#### 【理由】

保険診療の対象とならない高額な治療を必要とする者にとっては、医療費負担が非常に大きなものとなっている。医療費控除額の上限は、大幅に引き上げるべきである。

また、老親の介護費用等については、同一生計であるか否かにかかわらず、その子供全員で負担することも多い。生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合であっても、民法上の扶養義務がある場合には、医療費控除の対象とすべきである。

#### 制度上

12. 準確定申告の期限を、相続の開始があったことを知った日の翌日から10月を経過した日の前日までとすること。 (所法124, 125)

#### 【理由】

準確定申告と相続税の申告とは、いずれも被相続人の死亡時までの清算を相続人がすることにおいて、密接な関係にある。したがって、納税者の事務負担の軽減を考慮し、準確定申告の期限を相続税の申告期限と同じく10月以内とすべきである。

#### 制度上

13. 総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超える場合の財産債務明細書の提出義務を廃止すること。 (所法232)

#### 【理由】

財産債務明細書の提出は、昭和25年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられた制度である。しかし、すでに富裕税は廃止されており、そもそも2,000万円という金額の根拠が見当たらない。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

## 法人税

### 制度上

- 1．同族会社の使用人兼務役員の判定は、持株による形式的判定基準を廃止し、実際に使用人としての職制上の地位を有し、当該業務に従事しているかどうかにより判定すべきである。  
(法法 20,34 ,法令 71 )

#### 【理 由】

同族会社において、取締役等が使用人としての職務に従事している場合であっても持株基準により使用人兼務役員ではなく役員として取り扱われ、持株基準が適用されない非同族会社と比べ明らかに差が生じている。

### 制度上

- 2．特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度を廃止すべきである。(法法 35)

#### 【理 由】

この制度は、会社法の施行に伴って容易に法人設立が行われるという予測のもと、法人成りによる租税回避に対処するために設けられたものであるが、会社法施行前から存する会社についても、この制度の適用を受けるなどの問題がある。

本来法人形態と個人形態との税負担差の是正は、給与所得控除を根本から見直すなど、個人の段階で解決を行うべき問題であるから、その検討を踏まえた上で、本制度はすみやかに廃止すべきである。

### 制度上

- 3．退職給付引当金の損金算入を認めること。

#### 【理 由】

退職給付金は、労働協約、就業規則、労働契約等によって支払条件が明確であれば労基法 11 条の「労働の対償」としての賃金に該当し、退職金請求権は法的な保護を受け、確定債務的な側面を有している。また、「会社計算規則」や「中小企業の会計に関する指針」においても退職給付引当金の計上が求められている。

### 制度上

- 4．試験研究費に係る税額控除制度について、次の改正を行い、より利用価値の高い制度に改めるべきである。
- (1) 試験研究費に含まれる「人件費」について、専任担当者以外の者でも従事割合が合理的に算定出来る場合は、その算定された人件費は試験研究費に含めるべきである。
  - (2) 試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越期間を延長させること。
- (措法 42 の 4)

#### 【理 由】

(1) 対象となる試験研究費に含まれる「人件費」は、「専門的知識を持って試験研究の業務に専

ら従事するものの人件費」に限られているが、中小企業の場合、代表者等中心的な役員が研究者である場合が多く試験研究の業務に専ら従事することは困難であり、他の業務と兼任することが常態化しているため、試験研究費の対象とならない。したがって、中小企業の試験研究を促進するため、専ら従事していなくても、従事割合が合理的に算定出来る場合は、その合理的に算定された人件費は試験研究費の対象に含めるべきである。

(2) 研究開発は、成果が現れるまでには多額の投資と膨大な時間を要するものが多い。しかし、現行制度では、支出事業年度の税額控除超過額の繰越期間が1年で打ち切れ、税額控除による研究開発の支援が有効に活用できない。

試験研究費の支出事業年度において控除しきれなかった税額は、次年度以降の試験研究費の増加要件を撤廃したうえで繰越控除期間を延長し、さらに、税額控除の順序についても、古い年度の限度超過額から順次控除することとし、企業の研究開発を支援すべきである。

#### 制度上

5．連結子法人の連結納税適用前・連結納税グループへの加入前の繰越欠損金の持込制度を緩和すること。(法法 81 の 9)

#### 【理由】

連結納税制度においては子会社の繰越欠損金の持込みができないため、子法人が繰越欠損金を有する企業グループでは連結納税制度の採用を避ける傾向がある。連結納税開始に伴う時価評価の場合に準じて、連結納税適用開始5年前以前から継続して100%子会社であった子法人については、繰越欠損金の持込みを認めるべきである。

#### 制度上

6．連結納税制度における連結グループ法人間の寄附金の全額損金不算入制度は廃止すべきである。(法法 37 )

#### 【理由】

連結納税制度は、組織再編やグループ経営による効率性を促進させるため、連結グループを経済的に一体のものであるとみなして課税するという趣旨のもと設けられたものである。このような制度の趣旨からすれば、連結納税制度における連結グループ法人間取引において生じる寄附金についてはその全額を損金算入とすべきである。

## 相続税・贈与税

### 制度上

1. 小規模宅地等の課税価格の特例における特定居住用宅地等の適用対象面積を300㎡に引き上げるべきである。 (措法69の4)

#### 【理由】

居住用宅地等は相続人の生活の基盤であり、換価しにくい性格を有するものである。また、全国の持ち家住宅の平均敷地面積は293㎡という調査結果もある(総務省統計局「平成15年住宅・土地統計調査」平成15年10月1日現在)。

したがって、特定居住用宅地等の適用対象面積を300㎡に引き上げるべきである。

### 制度上

2. 小規模宅地等の課税価格の特例については、その小規模宅地等が未分割であっても、50%減額の適用は認めるべきである。 (措法69の4)

#### 【理由】

小規模宅地等はまず被相続人の利用状況により判定され、小規模宅地等に該当すれば最低でも50%の減額が適用される。遺産分割が行なわれていない場合に、減額が一切認められないことは、特例を設けた趣旨に合わない。したがって、たとえ未分割であっても50%の減額は適用されるべきである。

### 制度上

3. 小規模宅地等の上に存する建物について、居住又は事業の継続に配慮し、相続税の課税価格に算入する金額の一定割合を減額すべきである。

#### 【理由】

新設住宅の坪単価は上昇傾向にあり、建物価格の割合が相対的に増加している場合が多いと思われる。特にマンションの場合には、居住用不動産全体に占める建物価格の割合が大きい。

土地及び建物はそれぞれ別々のものではなく一体となって効用を発揮するものであり、円滑に居住や事業の承継が行われるようにするために、土地のみでなく建物にも減額措置を講じるべきである。

### 運用上

4. 取引相場のない株式等を純資産価額方式によって計算する場合における、評価会社の課税時期前3年以内に取得した土地等又は家屋等に対する評価の特例を廃止すること。 (評基通185)

#### 【理由】

個人が相続等により取得した土地等又は家屋等で、相続開始前3年以内に取得されたものについて、その取得価額を課税価格に算入する特例措置は、地価の急落を背景に平成8年度改正で廃止された。

しかし、取引相場のない株式等を評価する場合、評価会社が所有する土地等又は家屋等で課税時期前3年以内に取得したものについては、通常取引価額により評価することとされている。同じ土地等又は家屋等の評価でありながら、取引相場のない株式等の評価に際してだけそのような評価の特例を残す意味は既になく、早急に廃止すべきである。

#### 制度上

5. 相続税の更正の請求の理由に「相続により継承した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能となった場合」を加えること。 (相法32)

#### 【理由】

相続した保証債務を履行しても、相続開始時点において債務が存在していたとする更正の請求は認められない。しかし、相続人は相続開始時にはその保証債務の存在すら知らず、相続開始後相当期間経過後に保証債務の履行を迫られ、初めてその存在を知るケースもある。

したがって、相続開始後にその保証債務の履行を行い、かつ、求償権の行使が不可能と認められる場合には、更正の請求の特例が認められるべきである。

## 消費税

#### 制度上

1. 納税義務等の判定において、基準期間制度を廃止すること。 (消法2 十四,9,12の2,37)

#### 【理由】

消費税の納税義務の判定及び簡易課税制度適用の判定は、基準期間の課税売上高によって判定されることから、事業規模と消費税の計算方法に矛盾をきたすことがある。事業規模の実態に即した消費税の計算及び申告納税を確保するためにも、消費税の納税義務及び簡易課税制度適用の判定基礎となる課税売上高は、基準期間ではなく当該課税期間の課税売上高とすべきである。

#### 制度上

2. 次の届出書の提出期限を消費税法に規定すること。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) 消費税課税事業者選択(不適用)届出書  | (消法9)  |
| (2) 消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書 | (消法37) |
| (3) 消費税課税期間特例選択(不適用)届出書 | (消法19) |

#### 【理由】

現行消費税法において上記届出書に関する規定は、その効力を発する期間を定めたものであり、届出書の提出期限を定めたものではなく、国税通則法10条2項(休日の翌日を期限とする規定)の適用がない。したがって、他の税目との整合性から、例えば「～を選択する場合には、前課税期間終了の日までに届出書を提出しなければならない」というように、期限を定めた規定に消費税法を改正すべきである。

## 制度上

3．消費税等の確定申告書の提出期限を、個人事業者については所得税の、法人については法人税の、それぞれ確定申告書の提出期限と同様とすること。

### 【理由】

消費税等の計算と所得税の計算は相互に関連性があることに鑑み、消費税法において個人事業者の確定申告書の提出期限（現行：その年の翌年3月31日）を所得税同様その年の翌年3月15日と改めるべきである。

また、消費税等と法人税についても同様として、法人税の申告期限が延長されている場合には、消費税等の申告期限についても延長制度を創設し、法人税と同様の取扱いとすべきである。

## 制度上

4．簡易課税制度について次のような見直しを行うこと。

- (1) 事業区分を2～3区分とし、みなし仕入率の見直しをすること。
- (2) 簡易課税適用事業者が一定金額以上の設備投資等をした場合、簡易課税制度による控除税額に当該設備投資に係る消費税額を加算して税額控除をすること。
- (3) 簡易課税制度の選択を確定申告時にできるものとする。 (消法37,消令57)

### 【理由】

小規模事業者の事務負担軽減措置として簡易課税制度が導入されているが、簡易課税制度が単なる節税方法の一つとして捉えられることがないように、また逆に簡易課税制度により小規模事業者の税負担が過度にならないように、次のような見直しを行うべきである。

- (1) 事業区分を現行の5区分から2～3区分程度に簡素化し、みなし仕入率を見直すことにより、簡易課税制度が、納税事務負担の軽減のための制度であることを明確にすべきである。
- (2) 簡易課税制度適用事業者が一定金額以上の設備投資等をした場合であっても、その控除を受けられる制度を創設し、納税者の負担を軽減すべきである。
- (3) 税務知識に乏しい小規模事業者、特に開業間もない事業者が、届出を失念することにより、簡易課税制度の適用が受けられないこととなる事態を防ぐために、確定申告書の提出期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すればよいものとするよう改正すべきである。

## 運用上

5．消費税の納税義務の判定における課税売上高は、いわゆる税抜価格に統一すべきである。 (消法9,消基通1-4-5)

### 【理由】

基準期間において免税事業者であっても課税事業者であっても、納税義務の判定の基礎となる金額は同額であるべきであり、納税義務者の判断を誤らせないためにも、基準期間における課税売上高は、いわゆる税抜価格に統一すべきである。

# 地方税

## 1 住民税

### 制度上

1-(1) いわゆる人的控除と呼ばれる所得控除の額を、所得税と同額にすること。

#### 【理由】

個人住民税に対する応益負担原則は、平成 18 年度税制改正での所得税から個人住民税への財源委譲の実施において個人住民税の所得割税率を一律 10% にフラット化されたことで、既に反映されており、課税最低限についてまで応益負担原則を徹底させるべきではない。また、人的控除（特に配偶者控除、扶養控除、基礎控除）は、憲法 25 条の生存権を保障するための最低生活費としての性格を有するものであり、その意味において所得税と住民税に差異を設ける理由はない。したがって住民税においても人的控除と呼ばれる所得控除の額を、所得税のそれと同額にまで引き上げるべきである。

### 制度上

1-(2) 二重課税となっている次の制度を廃止すること。

個人の道府県民税均等割の重複（二重）課税を廃止すること。 (地方法24)

政令指定都市における「区」の区域について、一の「市」の区域とみなす規定を廃止すること。 (地方法737)

#### 【理由】

地方税法 24 条では、個人が同一道府県内の異なる市（政令都市にあっては区）町村に、住所と事務所等を有する場合には、その市（区）町村ごとに、道府県民税の均等割が課されることとなっている。一人の者に、道府県民税の均等割を二度課すことは、明らかな二重課税である。したがって、この制度そのものを即刻廃止すべきである。

地方税法 737 条は、政令指定都市の区について、都の特別区と同様に区を市とみなして道府県民税、市町村民税に関する規定を準用及び適用している。

東京都の特別区は特別地方公共団体として法人格を有しており、課税自主権がある。これに対し、政令指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられただけのものである。そこには法人格も課税自主権もなく、課税権は政令指定都市が有するのみである。

したがって、政令指定都市が区ごとに法人市民税の均等割を課すことは、明らかな二重課税であるから、区を市とみなす規定は廃止すべきである。

## 制度上

1-(3) 法人住民税の均等割の適用区分に用いる資本金等の額について、資本金等の額の減少により生じた剰余金を損失の填補に充てた場合には、資本金等の額から減額できるようにすべきである。また、外形標準課税の資本割の課税標準に資本金等の額の減少により生じた剰余金を損失の填補に充てた金額は含まないとされている取扱いも恒常化させるべきである。

(地方法 52,312)

### 【理由】

無償減資等を行った法人については事業規模の減少があったものとして、その法人に係る法人住民税の均等割の適用区分に用いる資本金等の額については、その算定の基礎となる資本金等の額から、当該無償減資等の金額を控除すべきである。

外形標準課税の資本割の課税標準に資本金等の額の減少により生じた剰余金を損失の填補に充てた金額は含まないとされている（事業税附則 9 条 13 項）取扱いは、平成 22 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に限定されているが、恒久的に行えるよう改正すべきである。

## 2 事業税

### 制度上

2-(1) 個人事業税における事業主控除額（現在 290 万円）を 650 万円に引き上げること。

(地方法 72 の 49 の 10)

### 【理由】

個人の事業所得には勤労性を有する所得が含まれていることから、個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して規定されている。しかしながら個人事業税における事業主控除額 290 万円は平成 11 年の改正以後見直しがされておらず、少なくとも外形標準課税の適用されない中小企業の役員の平均給与額程度には合わせるべきである。

民間給与の実態調査によると、資本金 2,000 万円未満の中小企業役員の平均給与収入額は 650 万円程度であることから、事業主控除の額は少なくとも 650 万円に引き上げ、制度の目的と合致させる必要がある。

## 3 固定資産税

### 運用上

3-(1) 固定資産税の税額通知の課税明細書に、税額の計算過程を明示すること。

### 【理由】

負担調整措置による課税標準額の算定過程が納税者に明示されておらず、固定資産税評価額と算出される税額との関係を納税者が理解しにくい状況にある。このため固定資産税の税額計算の過程を課税明細として通知し、各納税者が税額算出の根拠と過程とを検証できるようにすべきである。



## 制度上

3-(2) 新築住宅等に係る固定資産税及び都市計画税の減税措置について、その適用期間を5年間（現行3年間）とし、面積基準を240㎡（現行120㎡）に拡大すること。

（地方附15の6，）

### 【理由】

固定資産税及び都市計画税においては、新築住宅は新築後3年間、3階建以上の中高層耐火住宅は新築後5年間、その建物の120㎡までの部分の税額について2分の1に減額することになっている。これを次のように簡素化・拡充を図るべきである。

その構造に関わらず、減額期間を5年に統一する。

他の住宅促進税制の床面積基準の上限にない240㎡までは減額対象とすべきである。

## 制度上

3-(3) 償却資産に係る固定資産税について、以下の点を見直すこと。

償却資産に係る固定資産税の免税点を300万円（現行150万円）に引き上げること。

（地方法351）

償却資産に係る固定資産税の賦課期日を決算期末とすること。

償却資産に係る固定資産税の課税物件から、租税特別措置法の規定により取得価額の全額が取得年度の必要経費又は損金の額に算入される資産を除外する。

（地方法341四,349の2,359,383,地方令49）

### 【理由】

固定資産税の対象となる償却資産の免税点は平成3年に定められ、その後18年が経過している。設備投資を税制面でも一層支援するため、これを300万円程度に引き上げるべきである。

償却資産に係る固定資産税の申告業務を簡素化するために、その賦課期日を、納税義務者が法人である場合には、当該法人の事業年度の末日、個人においては、12月31日とすべきである。

さらに、申告期限については、法人税、所得税の申告期限に合わすべきである。

現在、租税特別措置法の規定により取得価額の全額が取得年度の必要経費又は損金の額に算入される減価償却資産については、課税物件の範囲に含まれており、貸借対照表に計上されていない資産に対してまで固定資産税が課されることとなっている。このことは納税義務者の理解が得られず、したがって、課税除外の対象範囲を租税特別措置法にまで広げるべきである。

## 4 その他

### 制度上

4-(1) 不動産取得税に関して以下の点を見直すこと。

課税標準の特例措置を廃止し、免税点を引き上げること。

離婚に伴う財産分与による不動産の取得を非課税とすること。(地方法73の7,73の15の2)

#### 【理由】

不動産取得税は、政策的には多数の税額軽減の特例が設けられているが、その適用がある旨の申告がない場合には適用されず、納税者には分かりにくい制度となっている。

一方免税点は、昭和48年から据え置かれているが、この免税点を引き上げることにより、税額軽減の特例措置を免税点制度に組み入れ、簡素化を図るべきである。

平成13年度の地方税法改正では、「共有物の分割による不動産の取得」を非課税に加える立法措置がなされている。したがって、離婚に伴う財産分与として不動産を取得した場合には、一律に不動産取得税は非課税とすべきである。

### 制度上

4-(2) 事業所税は、廃止すべきである。

(地方法701の30)

#### 【理由】

地方税法701条の30は、人口の都市集中に伴う地方財政需要を支弁するため急遽作られたものである。しかし、行政サービスとの受益関係に着目するのであれば、その租税負担は事業税に織り込まれており、さらに、床面積を課税標準とする資産割については固定資産税及び都市計画税との、従業者割については法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。したがって、事業所税は廃止すべきである。

### 制度上

4-(3) 法定外税の安易な導入に反対する。

#### 【理由】

宿泊税や産業廃棄物税のような法定外税は、地方公共団体の課税自主権尊重の現れであり、いわゆる三位一体の改革以後、地方公共団体の独自の財源確保の必要性から次々と導入されている。しかしながら、その課税には以下に掲げる問題があることから、その安易な導入に反対する。

法定外税には、課税対象や納税義務者を過度に限定したものが多く、課税の公平の視点から問題がある。

課税の仕組みが複雑なものとなり、納税のための事務負担が大きくなる。

徴税コストの増加につながる。

## 税務行政

### 制度上

- |   |
|---|
| 1．更正の請求期間を法定申告期限から5年以内（現行1年以内）とすること。<br>また、後発的事由による更正の請求の特例については、1年以内（現行2月以内）とすること。<br><span style="float: right;">(通法 23)</span> |
|---|

#### 【理 由】

更正の請求制度の趣旨は納税者の権利救済にあることに鑑みて、更正の請求期間を減額更正処分の期間と同一の5年以内とすべきである。

さらに、判決の確定等の後発的理由による更正の請求の期限は、現行法上2月以内に限られている。しかし、このような規定が一般納税者に理解されているとは言い難く、納税者の正当な権利を救済する見地から、この期間は1年間とすべきである。

### 制度上

- |  |
|--|
| 2．納期限の翌日から2か月を経過した日以後に適用される延滞税の14.6%の割合について、特例基準割合の2倍とすること。<br><span style="float: right;">(通法 60, 措法 94)</span> |
|--|

#### 【理 由】

平成 11 年度改正において、過去に例を見ない低水準の金利を勘案し、利子税等の軽減を図ることとされ、延滞税のうち 7.3%の部分は特例基準割合（基準時点の基準年利率 + 4%）とされた。しかしながら、延滞税のうち 14.6%の部分については、その割合は据え置かれたままである。したがって、14.6%部分についても、特例基準割合の2倍とすべきである。

## その他

### 印紙税

#### 制度上

印紙税は、すみやかに廃止すべきである。

#### 【理由】

印紙税の課税根拠は、契約書等の文書が各種の経済取引の表現であり、担税力の間接的表現であることにありとされる。しかしながら、印紙税は以下に掲げるような問題が多いため、すみやかに廃止すべきである。

- (1) 印紙税は、経済取引に伴い作成される文書に着目して税負担を求められるものであるが、経済取引については原則として消費税が既に課税されており、二重課税の側面がある。
- (2) インターネットを利用した電子商取引における電子文書は、印紙税法上の「文書」に該当しないため印紙税の課税対象とはならず、同じ経済取引であっても紙の文書を作成する場合との間で公平性を欠く結果となっている。
- (3) 課税・非課税の判定は、印紙税法別表第一「課税物件表」に委ねられているが、経済取引が複雑になった現在では、納税者がその判定に苦慮することが多い。そもそも、特定の文書は課税し、それ以外の文書は課税しないとする区分け自体の理由が不明瞭である。

### 環境税

#### 制度上

環境税の導入には格別の配慮をすること。

#### 【理由】

環境対策の一環として、環境税導入の是非が多方面において議論されているところであるが、導入に際しては下記の点について特に配慮し、透明性の高い税制とすべきである。

- (1) 環境税のしくみ、その果たす役割を明確にし、広く国民に周知すること。
- (2) 課税客体、課税標準等の課税要件を明らかにすること。
- (3) 環境税の導入後も環境対策という名の下に安易な増税をしないこと。
- (4) 環境税が環境対策にどの程度寄与したかを公表すること。
- (5) 揮発油税のように上流課税とした場合であっても、消費税との二重課税を排除すること。
- (6) 石油石炭税、揮発油税等の石油関連諸税との整理・統合を図り、納税者に過度の負担とならないよう考慮すること。
- (7) 地方公共団体が独自に導入している環境税との整理・統合を図ること。
- (8) 納税者における納税事務負担に配慮した方法とすること。

本意見書の作成にあたり、下記の本会支部及び会員並びに団体からお寄せいただいた意見を検討させていただきました。ご協力に深く感謝いたします。

《 支 部 》

加古川支部      東成支部      神戸支部      泉佐野支部  
大淀支部

《 会 員 》

岡本 幸雄      松石 邦明      藤井 康之亮      浜地 正男  
松山 治幸      引野 稔      山本 寛      中島 善男  
宮武 忠重      本坊 美通      中川 光雄      鷓島 信二  
關 智一      岸本 秀久      上田 庄一      宮脇 伸樹  
(順不同・敬称略)

《 団 体 》

近畿青年税理士連盟

作成担当：近畿税理士会・調査研究部

部 長      永橋利志  
副部長      上西左大信      近藤雅人      森本好昭  
部 員      清家 裕      勝山武彦      勘場義明      岸田光正  
            天野香鶴子      中西英子      原 昭太      九鬼郁雄  
            浦上立志      前原啓二

# 税制に対するご意見・ご要望をお寄せください

私たち税理士は、税務に関する専門家として、日々の業務を通じて、税の負担者たる国民の視点に立ち、税に対する考え方を最もよく理解し、税制の様々な問題点を把握でき得る立場にあります。また、私たちは、これらの問題点に対する改善策を考察し、税制に対して効果的な提言を行うための知識と実力も有しております。

一方、税理士会および日本税理士会連合会は、税理士法第49条の11および第49条の15によって、税制および税務行政に対して建議できると規定されております。

近畿税理士会では、例年、「税制改正に関する意見書」を作成しており、われわれ税理士が税務に関する専門家の立場から、税制に対して意見を表明、対外的に公表していくことは、言わば国民の要請であり、また、私たちに課せられた社会公共的使命を果たすことにも繋がります。

今後もより実効性のある提言を行い、適正な税制の構築に寄与していくため、日々納税者と接しておられる会員皆様のご意見を、ぜひお寄せいただきますようお願い申し上げます。

ご意見・ご要望は、FAX、郵送、電子メールのいずれかの方法により、下記の要領でご提出ください。

なお、ご意見につきましては、意見書作成にあたって参考とさせていただくとともに、ご意見をいただいた方のお名前は意見書の末尾に掲載いたします。

提出先 近畿税理士会・制度研究課

F A X 06 - 6942 - 2182

郵 送 〒540-0012 大阪市中央区谷町1 - 5 - 4

電子メール BCB10706@nifty.com

FAX・郵送の場合は、次頁の罫紙を適宜ご利用ください。

